

勧告

勧告6. 1 泥炭地の保全

1. 『泥炭地』として知られ、ヨシ・スゲ湿原、ミズゴケ湿原、低層湿原、高層湿原、泥炭沼沢地林他様々な名称で呼ばれる泥炭が優占する湿地系は、これまで本条約の業務の中で正当に省みられていなかったが、重要なタイプの湿地であることを考慮し、
 2. ラムサール条約の湿地タイプ分類システム(勧告4. 7の付属書2B)の中で、泥炭地が内陸湿地のタイプの一つとして含まれていることを想起し、
 3. 1994年にノルウェーのトロントハイムで行われた「国際湿原保全グループ」の第6回シンポジウムにおけるトロントハイム宣言、同年ベルギーのブリュッセルで開かれた「国際泥炭協会」主催の国際泥炭シンポジウム、そして1995年にイギリスのエディンバラで開かれた「スコットランド野生生物トラスト」主催の泥炭地シンポジウムにおけるエディンバラ宣言などに代表されるような、泥炭地の生態系と関連する天然資源の賢明な利用と保全の推進に対する顕著な国際的関心を意識し、
 4. 泥炭地の資源および関連する泥炭生産物が世界のあらゆる地域の多くの国々にとって重要な環境的、経済的価値を持つことを認識し、
 5. さらにIUCN(国際自然保護連合)生態系管理グループ、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)、および国際湿原保全グループ等のような国際的なグループの世界的な泥炭地保全に対する多大なる貢献を認識し、
 6. (ノルウェーとカナダを含む)いくつかの締約国からラムサール事務局に提出された泥炭地の賢明な利用と保全のため国際的行動の必要性を支持する手紙に加え、湿地の賢明な利用と持続可能な開発の原理を統括する国家政策の文書を歓迎し、
 7. さらに農業および都市開発、林業、エネルギー開発、そして園芸のための泥炭の収穫を含む広範な土地利用により、世界の多くの場所での泥炭地系の劣化と破壊の進行の懸念を意識し、
 8. ラムサール条約の『1997-2002年戦略計画』(行動6. 2. 3)が泥炭地を「これまで正当に省みられず」、適切な場合には国際的に重要な湿地の世界的ネットワークに登録されるべき湿地のタイプとして確認したことに留意し、
- 締約国会議は、
9. 国内の泥炭地を維持し、または目録作成と評価を優先的に行い、また適切であれば、泥炭地の生態系を勧告5. 6のセクション第II. 1項に沿ったラムサール登録地として追加登録することを締約国に求める。
 10. IUCNの「熱帯地域の泥炭地の持続可能な利用と総括管理に関するガイドライン」のような、区域を基盤にした泥炭地管理指針の開発、採択、実施を促す。
 11. 科学的研究の推進に加え、特に湿地保全のための国家政策の発展および実施に関連したラムサール条約の「賢明な利用に関するガイドライン」、採用された方策の評価、これらの生態系の状況の定期的なモニタリングが、各締約国によってその領域内の泥炭地のタイプを含む全ての湿地に対し、また特に亜寒帯、温帯および熱帯緯度の生物地理的領域の国際的な国境にある湿地に対して十全に適用されるよう勧告する。
 12. さらに締約国による泥炭地保全のイニシアチブおよびプログラムに対して、連携し協力するための国際的機構が拡大されるよう勧告する。そして
 13. 特に泥炭地の活用と劣化した泥炭地の生態系の復元に関する研究プログラムに対し、また泥炭地に関する研修と教育、そして泥炭地に関する研究成果の締約国への普及とを目的とした国際的なネットワークを締約国

が支持するよう奨励する。

勧告6.2 環境アセスメント

1. 関連するプロジェクトや計画により環境に及ぼす影響の可能性の、事前の適切な評価がないため、湿地の機能と価値の著しい消失と劣化が生じており、また環境に及ぼす影響を評価する方法について国際的な基準および取り組み方の一貫性がその減少に役立つであろうことに関心を持ち、
2. これまでの締約国会議の一連の勧告と決議が、「環境アセスメント(EIA)」の手続きを湿地の賢明な利用を育む一つ的手段として用いるよう奨励していることを想起し、また特にこの勧告の付則に要約されたそれらの決議勧告に含まれている原理に留意し、
3. 多くの締約国が様々な形で環境の査定に効果を与える法的、行政的制度をすでに実施し、しかしまたこの分野の新しいイニシアチブ、特に基準、技術、および手順のガイドラインの採用によって多くの締約国が利益を受けるであろうことを意識し、
4. 湿地政策中の環境アセスメントの目的、また環境アセスメント政策中の湿地保全の目的が注目されねばならないことを考慮し、

締約国会議は、

5. 明白かつ公に透明なやり方で、湿地に関する環境への配慮を計画策定時の決定に取り入れるよう締約国に求める。
6. 事務局が総括的な情報を維持し、またこの問題に関する問い合わせに応ずることができるよう、湿地に関する現行の環境の査定と環境アセスメントについて入手できるガイドラインをラムサール事務局に提出するよう、締約国、国内および国際機関に対し勧める。また
7. 事務局とパートナー機関と協力し、湿地に関する既存の環境アセスメントガイドラインを点検し、必要な場合に湿地の賢明な利用の補助となるラムサールガイドラインの起草を準備し、第7回締約国会議において採択ができるよう提出することを、常設委員会および科学技術検討委員会に対し要請する。

勧告6.2の付属書

環境アセスメントに関する条文とこれまでの締約国会議の決定の要約

- (i) 湿地の保全と賢明な利用を推進し、また変化が「起こるおそれがある」場合、必然的に予測される場合、影響を予測する方策が必要な場合に行動する義務(第3条)。
- (ii) 環境アセスメント(EIA)はこの目的のために適用され、政策および法律の中に正式に組み込まれるべきとすでに確認が得られた分野である(勧告3.3、決議5.6)。
- (iii) 同様に、たとえば賢明な利用の概念の構成要素など、本条約の下に発展した一連の考え方は、湿地に関する環境アセスメントの過程で開発援助の可否を判断する枠組みを提供している(勧告4.10)。
- (iv) 評価過程には適任の専門家が関与すべきである(勧告1.6)。
- (v) 環境アセスメントは、その結果に基づいて環境を損なう事業の認可の拒否など意味のある行動がとれるよう早期に行うべきである(勧告1.6、決議5.6)。